

賃貸住宅家主
賃貸住宅管理事業者 様

江戸川区福祉事務所長 齊 藤 猛

生活保護制度における住宅扶助（家賃）基準の見直しについて

日頃より、本区の福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
このたび国より、生活保護受給世帯の住宅扶助について、全国各地域の家賃実態を反映し、
また近年の家賃物価の動向を踏まえた基準の見直しが行われることになりました。

新しい基準は、本年 7 月からの実施となりますので、その概要をお知らせいたします。

記

1. 世帯人数ごとの家賃上限額（月額）を、現在よりも細かく分けられます。

右表のとおり、これまでは「2 人～6 人」
が同じ基準額でしたが、見直し後は 3 つの
区分になります。

その結果、2 人世帯は 5,800 円の減額、
6 人世帯は 5,200 円の増額になります。

世帯人数	見直し後	見直し前
1 人	(変更なし)	53,700 円
2 人	64,000 円	
3～5 人	(変更なし)	69,800 円
6 人	75,000 円	
7 人以上	(変更なし)	83,800 円

2. おひとりでお住まいの世帯には床面積別の上限額（月額）が新たに設定されます。

右表のとおり、住居の床面積*に応じて定めることにな
りました。

※床面積は「居室+居室以外の設備」です。

**居室以外の設備は専有か共有かは問いません。居室以
外の設備は、台所、浴室（浴槽がある場合）、トイレが全
てあれば 8.5 m²あるとみなされます。この場合、4.5 畳
相当の居室があれば減額になりません。**

床面積	上限額
16 m ² 以上	53,700 円 (変更なし)
11～15 m ²	48,000 円
7～10 m ²	43,000 円
6 m ² 以下	38,000 円

3. 新しい住宅扶助基準の実施にあたっては、世帯状況に配慮しながら、一律ではなく段階的に適用されます。

- ① 家賃上限額が減額される場合は、次回の契約更新時まで適用を猶予します。
- ② 家賃上限額の範囲内の住宅へ転居が必要な場合は、転居費用を支給します。

4. 賃貸住宅家主・賃貸住宅管理事業者様へのお願いです。

今回の見直しにより、生活保護を受けている方から賃貸借契約の内容（家賃月額、契約期間、床面積など）の問合せがありましたら、対応にご協力いただくようお願いいたします。

なお、上記 3 の適用については、生活保護を受けている方の状況によって異なりますので、地区担当員（ケースワーカー）にお問合せください。

【参考】生活困窮者自立支援法における住居確保給付金についても、同日付で支給上限額の見直しが予定されています。

【問合せ先】江戸川区生活援護第一課 03-5662-8169 (代表)
生活援護第二課 03-3657-7855 (代表)
生活援護第三課 03-5659-6610 (代表)